

マイナンバー

『個人番号カード』を交付しています



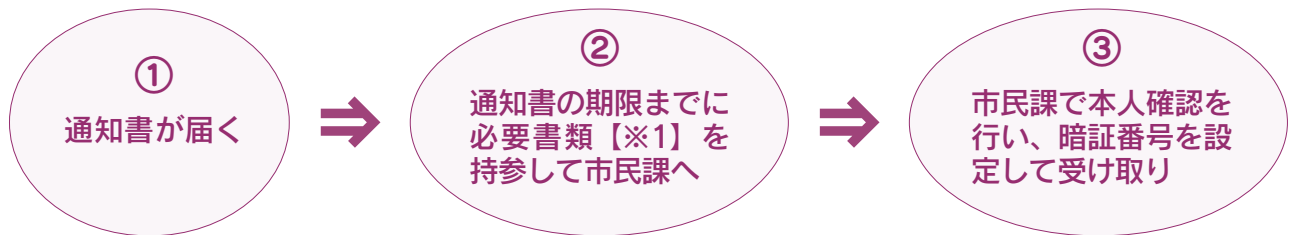
国のマイナンバー
広報キャラクター
『マイナちゃん』

● 問合先 市民課記録管理係 (☎2129)

マイナンバーを記載した通知カードが各世帯に配布され、申請した人に1月下旬から『個人番号カード』を交付しています。交付の準備が出来しだい、申請者には『個人番号カード交付通知書』を郵送します。通知書が届いたら、期限までに受け取ってください。

個人番号カードの交付

〈個人番号カード交付の流れ〉



■ 【※1】 必要書類

- 個人番号カード交付通知書
 - 個人番号通知カード (返納)
 - 本人確認書類 【※2】
 - 住民基本台帳カード (持っている人のみ、返納)
- ※ 病気や障害などにより、代理人が交付を受ける場合は、事前に問い合わせてください。

■ 【※2】 本人確認書類

- ▷ 1点でよいもの (顔写真付き、有効期限内に限る)
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード など
- ▷ 2点以上必要なもの
健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、学生証、預金通帳 など

■ 『個人番号カード』の利用は

- ▷ マイナンバーの提示とあわせて、本人確認のための写真付き身分証明書として利用できます。
 - ▷ カードに搭載されたICチップに記録する電子証明書を使ったサービスを利用できます。
 - e-Tax などの電子申請
 - マイナポータルの利用
- (平成 29 年 1 月利用開始予定)

■ 『個人番号カード』の交付を受けるには

『通知カード』に同封の申請書に必要事項を記入して郵送などで申請すると、後日受け取ることができます。

個人番号カードを紛失したら

■ 速やかに連絡を

第三者による成り済まし利用を防ぐため、速やかに連絡などをしてください。

- ① 『マイナンバー総合フリーダイヤル』に個人番号カードの一時利用停止を連絡する (24 時間、365 日対応)
- ② 最寄りの警察署に遺失届けをする
- ③ 市役所市民課に連絡する

※ マイナンバーが不正に使われる恐れがあるときは、マイナンバーの変更を申請することができます。

■ 再交付・再発行手数料

初回交付 (無料) を受けたあと、紛失などで個人番号カードの再交付を受ける場合は、手数料が必要です。

- ▷ 個人番号カード再交付手数料 800 円
- ▷ 電子証明書再発行手数料 200 円

◆ マイナンバー制度のお問い合わせは

『マイナンバー総合フリーダイヤル』
0120-95-0178 (無料)

- 平 日 午前9時30分～午後10時
- 土・日曜日、祝日 (年始を除く)
午前9時30分～午後5時30分

■ IP電話などで上記につながらない場合 (有料)

- ▷ マイナンバー制度に関すること
050-3816-9405
- ▷ 通知カード、個人番号カードに関すること
050-3818-1250

正しく、お早めに！

市・県民税の申告

～ 自分で作成、自分で確認 ～

● 郵送・問合先 税務課市民税係 (☎☎2148) 〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税については、納税者による申告や勤務先からの給与支払報告などによって皆さんの税額を計算し、納税していただくことになります。

『分かりやすい市県民税申告の手引き』を、この『広報伊万里2月号』と一緒に配布します。手引き2ページのフローチャートにより、市・県民税申告が必要となった人は、手引きを参考に申告書を記入し、期限内に提出してください。また、作成する際は、確認のために自身の税額について計算をしてみてください。

申告書は早めに提出してください

平成 28 年 1 月 1 日現在、伊万里市に住所がある人は、原則として申告書を提出する必要があります。

■ 市・県民税の申告をする必要のない人

- ▶ 所得税の確定申告をした人
- ▶ 前年中の所得が給与または公的年金のみである人
(給与支払報告書、公的年金支払報告書が提出されるため)

■ このような人は申告が必要です

- ▶ 給与以外の所得（不動産所得や農業所得など）があった人や医療費控除・寄付金控除などを受けようとする人は、そのための申告書を提出してください。
- ▶ 収入がない人もその旨を申告してください。ただし、市内に居住している親族の扶養親族になっている場合は申告の必要はありません。

■ 次の場合は郵送での提出もできます

市・県民税のみの申告が必要な人（確定申告の必要がない人）は、郵送での申告ができます。申告書と必要書類を市税務課あてに送付してください。また、各町公民館に預けることもできます。

※ 郵送申告分については、記入した内容について電話で確認することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

■ 申告の受付日程・会場

※ 申告の受付日程と会場については、手引きの 12 ページで確認してください。

※ 申告書が不足する場合は、市税務課に連絡するか、各町公民館に用意している申告書を利用してください。

申告に必要なもの

- 記入した市・県民税申告書 ● 認め印
- 収入金額がわかるもの（源泉徴収票など）
- 生命保険料・個人年金保険料・地震および旧長期損害保険料などの控除証明書
- 雑損控除・医療費控除を受けるときは、その領収書や保険などで補てんされた金額がわかるもの、医療費計算書
- 本人や扶養親族が障害者のときは、障害者手帳・療育手帳または福祉課からの通知書など
- 営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書

申告受付期間

2月19日(金)～3月15日(火)

■ 市役所での申告受付時間

午前9時30分～午後4時（月・水・金曜日）

午前9時30分～午後7時（火・木曜日）

■ 公民館などでの申告受付時間は、午後3時までです。

申告における注意事項

収支内訳書の作成や、医療費控除のための医療費計算（個人ごと医療機関別）は、事前に済ませておいてください。済んでいない場合は、申告会場で、自分で作成などしてもらいます。

税務署からのお知らせ

● 問合先 伊万里税務署 (☎☎3147)

伊万里税務署での申告受付

- 所得税の確定申告期間
2月16日(火)～3月15日(火)
 - 贈与税の申告期間
2月1日(月)～3月15日(火)
 - 消費税の確定申告期限
3月31日(木)
 - 確定申告相談会場の開設
2月15日(月)～3月15日(火)
午前9時～午後4時
- ※ 所得税の還付申告書は、事前に提出できます。

e-Tax (所得税の電子申告) を利用しての確定申告

- メリット
- ① 自宅に居ながら確定申告ができます。
- ② 還付申告が早期に処理されます。
- 注意事項
- e-Taxでの申告は、住民基本台帳カードが必要です。

国税に関する相談は、電話でも受け付けています

自動音声応答により案内します。

- ▷ 確定申告に関する相談 ⇒ 『0』
- ▷ 国税に関する一般的な相談 ⇒ 『1』
- ▷ 伊万里税務署への問い合わせ ⇒ 『2』

軽自動車税 平成28年4月から が引き上げられます

● 問合せ 税務課市民税係 (☎ 2148)

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に対して課税されます。今回、地方税法が一部改正されたことに伴い、平成28年4月から税額が引き上げられます。

◆ 原動機付自転車、2輪車など

車種区分		税額(年間)	
		現行	平成28年4月から
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	1,000円	2,000円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200円	
	排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽2輪	排気量 125cc 超 250cc 以下	2,400円	3,600円
小型2輪	排気量 250cc 超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

▷平成28年度から、すべての車両に新税率が適用されます。

▷平成27年4月から税率の引き上げを予定していましたが、平成27年度税制改正により、実施期間が1年間延期されました。

◆ 3輪以上の軽自動車(総排気量660cc以下)

車種区分				税額(年間)		
				平成27年3月31日までの登録	平成27年4月1日以降の登録 ※1	[平成28年4月から] 登録後13年経過 ※2
軽自動車	3輪			3,100円	3,900円	4,600円
		4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
	自家用			7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※1 車両登録日より課税される年度が異なります。

例) 4月1日登録 → 平成28年度、4月2日以降の登録 → 平成29年度

※2 ①環境負荷が大きい車両の税額を高くする特例措置によるものです(ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます)。

②車両の初期登録月から起算して、13年経過した年の翌年度から適用されます。

例) 平成14年以前の登録 → 平成28年度分から適用、平成15年中の登録 → 平成29年度分から適用

◆ グリーン化特例対象車

車種区分				税額(年間)		
				(ア)	(イ)	(ウ)
軽自動車	3輪			1,000円	2,000円	3,000円
		4輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円
	自家用			2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車…平成21年排出ガス基準10%低減達成車

(イ) 乗用…平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用…平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用…平成32年度燃費基準達成車
貨物用…平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)は、ガソリンを内燃機関の燃料とする車両で、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)に限ります。

▷平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた3輪・4輪の軽自動車(新車のみ)で、上記の(ア)、(イ)、(ウ)の基準を満たす車両の税額について特例を適用します。

▷適用は、平成28年度分の軽自動車税に限ります。

▷燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車の各種届け出はお早めに

軽自動車などを使用しなくなったり、他人に譲渡または業者に下取りに出したりした場合などは、3月末日までに廃車や名義変更などの手続きを行わないと、登録名義人に課税されます。

● 届出・問合せ

① 軽自動車(総排気量660cc以下)、125ccを超え250cc以下の二輪車
▷佐賀県軽自動車協会 (☎0952⑧8442)

② 250ccを超える二輪車
▷佐賀運輸支局 (☎050-5540-2082)

③ 125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車(トラクター、乗用田植機など)
▷税務課市民税係 (☎2148)

交通事故などで保険証(国民健康保険・後期高齢者医療保険)を使った場合は

届け出が必要です

● 問合先 長寿社会課医療保険係 (☎③2 1 5 3)

第三者から傷病を受けた場合(交通事故にあった、飼い犬に手をかまれたなど)、治療費は加害者負担が原則です。しかし、緊急時や加害者の支払いの問題などで、被害者の負担が当面大きくなる場合は、被害者の負担軽減のため、**保険証(国民健康保険・後期高齢者医療保険)**を使用して治療を受けることができます。ただし、その際は、『**第三者行為による被害届**』を市に提出することが必要です。加害者から治療費を受け取ったり、当事者間で示談を済ませたりすると、保険証が使用できなくなることがありますので、問い合わせてください。



届け出のしかた

- 1 自動車安全運転センターで『事故証明書(人身事故)』の発行を申請してください。
- 2 市(国保・後期高齢者医療)の担当窓口で、『第三者行為による被害届』と事故証明書を提出してください。

《届け出に必要なもの》
保険証、印鑑、事故証明書(人身事故)

ガンバるお父さん、お母さんを支援します!

● 問合先 福祉課子育て支援室 (☎③2 1 7 4)

母子家庭の母、または父子家庭の父の就職を支援する『母子及び父子家庭自立支援給付金事業』を紹介します。

高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得のため修業する場合に支給します。また、修業期間が修了したあとは、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

● 対象者 児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす人

- ①市内に住所を有する人
- ②児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準の人
- ③2年以上の養成期間において、一定期間のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ④過去にこの促進費を受給したことのない人や、同様の給付金を受けたことのない人

● 対象資格

2年以上修業する必要があり、資格取得後、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格
(例: 正看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士)

● 支給対象期間

- ▷ 訓練促進給付金…修業期間の全期間(上限2年)
- ※平成29年3月31日までに、修業を開始する人のみ
- ▷ 訓練修了支援給付金…修了した日以降

● 支給額

▷ 訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯	月額	100,000円
市町村民税課税世帯	月額	70,500円

▷ 訓練修了支援給付金

市町村民税非課税世帯	50,000円
市町村民税課税世帯	25,000円

● 申請方法

事前に問合先まで連絡してください。

自立支援教育訓練給付金

就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の2割を支給します。

● 対象者

児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす人

- ①市内に住所を有する人
- ②児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準の人
- ③雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格のない人

● 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
(例: ホームヘルパー、医療事務など)

● 支給額

対象講座の受講料の2割相当額
(上限100,000円、下限4,000円)

● 申請方法

事前に問合先まで連絡してください。



広域ごみ処理施設

さが西部クリーンセンターが竣工

県西部地域の4市5町で構成する佐賀県西部広域環境組合により建設工事が進められていた広域ごみ処理施設が完成し、12月25日に竣工式が行われました。



↑竣工式後にテープカットをする塚部芳和市長（中央）

式典には、構成市町や地元、工事関係者など約200人が出席して完成を祝うとともに、用地提供者や施工業者などに対して感謝状が贈られました。同組合管理者の塚部芳和伊万里市長は、「4市5町の住民24万人が出すごみの処理は、行政の重要な使命。これから構成市町が団結し、適正な施設運営に取り組みたい」とあいさつしました。



↑1月4日から稼働した『さが西部クリーンセンター』

かし、溶融物から土木資材などに再利用できるスラグやメタルを生成するガス化溶融炉2基を導入したほか、溶融時の余熱を利用して発電も行うなど、環境に配慮した設備を導入しています。

幼年消防クラブ用鼓笛隊セットを交付

財団法人自治総合センターの助成を受けて、鼓笛隊セットを購入しました。これらは、宝くじの財源を収入としています。

幼年消防クラブの育成を目的に、宝くじ助成金を活用して整備された鼓笛隊セットの交付式が12月18日、川東保育園で行われました。交付式が保育園で実施されるのは初めてで、伊万里・有田消防組合管理者の塚部芳和市長が、マーチングスネアドラムセットを贈りました。波多恵美子園長

は、「一足早いクリスマスプレゼントに、園児たちも大喜びです。楽器を活用し、火の用心を啓発していきたいと思います」とあいさつ。今後、鼓笛演奏などの活動を通じた幼少期の防火意識の向上が期待されます。



↑物品の交付を受けた川東保育園の園児や関係者

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

風呂

暖冬と言われた今年の冬も、年が明けて『寒の内』に入ると、大寒のころから厳しい寒さが続いています。このような時季には、ゆったりと湯船につかり、冷えた体を温めたいものです。

最近の風呂は優れもので、湯を張るのもボタンひとつ。しばらくすると、「お風呂が沸きました」と音声で教えてくれます。昔を振り返ると、隔世の感があります。

私が幼いころ、多くの家庭には五右衛門風呂があつて、風呂を沸かすのは、大抵、子どもの仕事でした。当時は水道が普及しておらず、近くの井戸と風呂を何度も往復し、バケツでくみ出した水で風呂釜を満たしたものです。

ひと息つくつと、風呂釜の下で、杉の枯れ葉を着火剤にして薪を燃やし始め、40分ほどかかって風呂を沸かしていました。その間、火勢が衰えないように新たな薪をくべ、時折、風呂の湯を手でかき混

ぜながら、ちょうど良い湯加減を見計らいます。一番風呂を父に知らせに行くまでが日課でした。

ただ、五右衛門風呂は、沸かすよりも入浴するほうが難しくかったような気がします。鉄製の風呂釜は、直火で熱せられて高温になり、触れるとやけどするので、木製の底板を踏み洗めてつかります。家族が代わる代わる入るうちに湯も減っていくので、バケツで水を注ぎ足しては、薪を燃やしていました。湯の量と温度を一定に保つのにずいぶん苦労したものです。

そんな五右衛門風呂も、今ではすっかり姿を消してしまいました。電気やガスなどを使って自動的に給湯される光景を見ると、時の移ろいを感じます。子どものころの風呂当番。湯船につかりながら、目を閉じて、薪の炭に放り込んでいたあの焼き芋をほおばるのが楽しみだったことを思い浮かべると、体だけでなく、心もほんのりと温まった気分になりました。